

農業水利施設の 電力料等高騰対策支援

令和5年度版

令和5年9月25日

千葉県農林水産部耕地課

物価高騰に係る国の支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援を一層強化するため、令和4年度に創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「**電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金**」について、支援を強化するため増額(7000億円)することが、令和5年3月22日の第8回物価・賃金・生活総合対策本部で示されました。

一方、農水省からは、令和5年3月28日付けで、物価高克服に向けた追加策としての予備費使用が閣議決定され、令和4年度第2次補正予算で措置された**農業水利施設の省エネルギー化推進対策**を令和5年9月まで実施することが示されました。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)

別添

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を増額するとともに、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」を措置。

- 予算額 : 1兆2,000億円 (うち ①低所得世帯支援枠 5,000億円、②推奨事業メニュー 7,000億円)
- 対象事業 : ① (低所得世帯支援枠) 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。
② (推奨事業メニュー) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。(詳細は、2頁参照)

推奨事業メニュー	
(生活者支援)	(事業者支援)
①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	⑥農林水産業における物価高騰対策支援
③消費下支え等を通じた生活者支援	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援

- 算定方法 : ① (低所得世帯支援枠) 住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を基礎として算定(市町村)
- ② (推奨事業メニュー) 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定(都道府県、市町村)

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金 追加額1兆2,000億円(I及びIIの合計)

I. 低所得世帯支援枠(5,000億円)

- ・ 低所得世帯への支援枠を措置。
- ・ 1世帯当たりの予算の目安は3万円。ただし、下記の推奨事業メニュー①や③と組み合わせてプレミアム商品券やマイナポイントを配付するなど、支援の方法(現物・現金)や1世帯当たり単価といった具体的内容は地域の事情に応じて決められる。

(注)住民税非課税世帯×3万円及び事務費分を市町村に交付。

II. 推奨事業メニュー(7,000億円)

生活者支援

- ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援
低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援
※ 住民税非課税世帯に対しては上記 I による支援を行う。
- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援
物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援
※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。
- ③ 消費下支え等を通じた生活者支援
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス使用世帯への給付などの支援
- ④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援
家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

- ⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対するエネルギー・食料品価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)
- ⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援
高騰する配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、高騰する化学肥料からの転換に向けて地域内資源を活用する独自の取組などの支援
- ⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援
- ⑧ 地域公共交通や地域観光業等に対する支援
地域公共交通事業者や地域観光事業者等(飲食店を含む)のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、アフターコロナに向けた事業再構築を含めた事業継続、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も可能。

○ 農業水利施設の省エネルギー化推進対策

【令和4年度コロナ等対策予備費 3,401百万円】

<対策のポイント>

維持管理費に占める電気料金等の割合が高い農業水利施設は、電気料金等の高騰による影響を大きく受けるため、**農業水利施設の省エネルギー化を推進し、エネルギー価格高騰の影響を受けにくい農業水利システムへの転換を促し、農業水利施設の機能の安定的な発揮を図ります。**

<政策目標>

省エネルギー化による農業水利施設の安定的な機能の発揮

<事業の内容>

<事業イメージ>

1 趣旨

エネルギー価格高騰の影響を受けにくい農業水利システムへの転換を促すため、**省エネルギー化に取り組む施設管理者に対し、エネルギー価格高騰分の7割を支援**します。

2 支援対象施設

- ① 基幹水利施設管理事業又は水利施設管理強化事業の対象施設
- ② 維持管理に占める電気料金及び諸油脂費の割合が**25%以上**の施設管理者が管理する施設

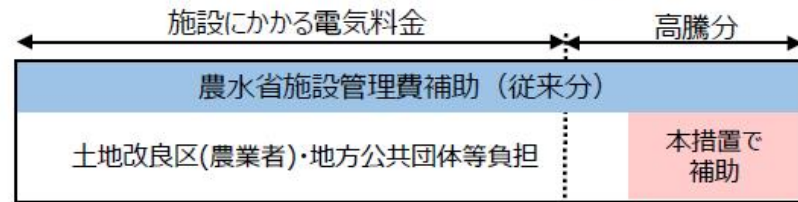
3 事業実施要件

- ・ 省エネルギー化推進計画の策定
- ・ 省エネルギー化・コスト削減の取組メニューの中から**原則2つ以上**を実施

4 補助率 定額

$$\text{交付額} = \text{エネルギー価格} \times \text{高騰分} \times 0.7$$

※電気料金及び諸油脂費



<事業の流れ>

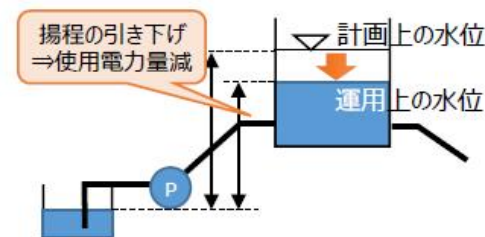


【省エネルギー化・コスト削減の取組メニューの例】

区分	省エネルギー化	コスト削減
ソフト対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポンプの吸込／吐出水位の見直し ・ 大口径ポンプの優先使用 ・ 無効送水の削減 ・ 節水による送水量の削減等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力契約の適正化 ・ ポンプの同時運転台数の削減 等
ハード対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電動機制御方式の見直し (インバータ制御の導入) ・ 高効率電動機への更新等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンデンサ設置による力率の改善等

ポンプ吐出し水位の見直し

高効率電動機への更新



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-6744-1363)

物価高騰に係る県の支援

県では、依然として続くエネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者や事業者に対し、速やかに更なる支援を行うため、「農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業」及び「農業水利施設物価高騰対策支援事業」について5月臨時議会で補正予算を編成しました。

1 農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業

予算額 1億25百万円

2 農業水利施設物価高騰対策支援事業

予算額 2億17百万円

「農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業」 の概要

1 目的

省エネルギー化等に取り組む市町村及び土地改良区に対し、農業水利施設に要する電力料金の増高分の一部を補助することにより、農業水利施設の省エネルギー化及びコスト削減を図る。

2 対象施設

次のいずれかの農業水利施設のうち、省エネルギー化推進計画に基づき省エネルギー化を図る農業水利施設とする。

ア 水利施設管理強化事業一般型又は特別型の対象施設

イ 直近12か月の施設の管理に要する費用(操作運転費、点検整備費、施設管理費、施設運営費、調査業務費、諸油脂費及び電力料をいう。以下同じ。)及び整備補修に要する費用に占める諸油脂費及び電力料の割合が25%以上であった施設管理者が管理する農業水利施設

3 対象期間 令和5年4月分から令和5年9月分まで

4 対象経費

対象期間におけるR4年からR5年の価格高騰分

補助金額の算定は、次のとおり行う。

補助金額＝エネルギー料金の高騰分×0.7

エネルギー料金の高騰分＝令和5年度のエネルギー料金－令和4年度のエネルギー料金
－従来補助金額

令和4年度のエネルギー料金＝令和5年度のエネルギー料金÷高騰率

※エネルギー料金とは、諸油脂費及び電力料をいう。

※高騰率は統計調査等により別途国から通知されるものとする。

5 補助率 70%（上記のとおり算出）

「農業水利施設物価高騰対策支援事業」 の概要

1 目的

燃料価格高騰により電力料金等が値上がりし、農業経営を圧迫していることから、土地改良区等に対し、農業水利施設に要する電力料金等の増高分の一部を補助することにより、営農の継続と産地の維持、農産物の安定供給を図る。

2 対象施設

- (1) 県営土地改良事業または県の補助を受けて造成した農業水利施設のうち、土地改良区等が管理している揚水機場、排水機場及び用排水兼用機場
- (2) 基幹水利施設管理事業及び県単土地改良施設管理事業の対象施設のうち、揚水機場、排水機場及び用排水兼用機場
- (3) 水利施設管理強化事業(旧:国営造成施設管理体制促進事業)の対象施設のうち、揚水機場、排水機場及び用排水兼用機場

3 対象期間 令和5年4月分から令和5年9月分まで

4 対象経費

(1) 県営土地改良事業または県の補助を受けて造成した機場

電力料金及び諸油脂費のうち、**R3年からの価格高騰分**

(2) 基幹水利施設管理事業及び県単土地改良施設管理事業の対象機場

電力料金及び諸油脂費のうち、**R3年からの価格高騰分**のうち土地改良区負担金相当分

(3) 水利施設管理強化事業の対象機場

・補助対象費用(0.6/1.6)に係る、電力料金及び諸油脂費のうち、**R3年からの価格高騰分**のうち土地改良区負担金相当分

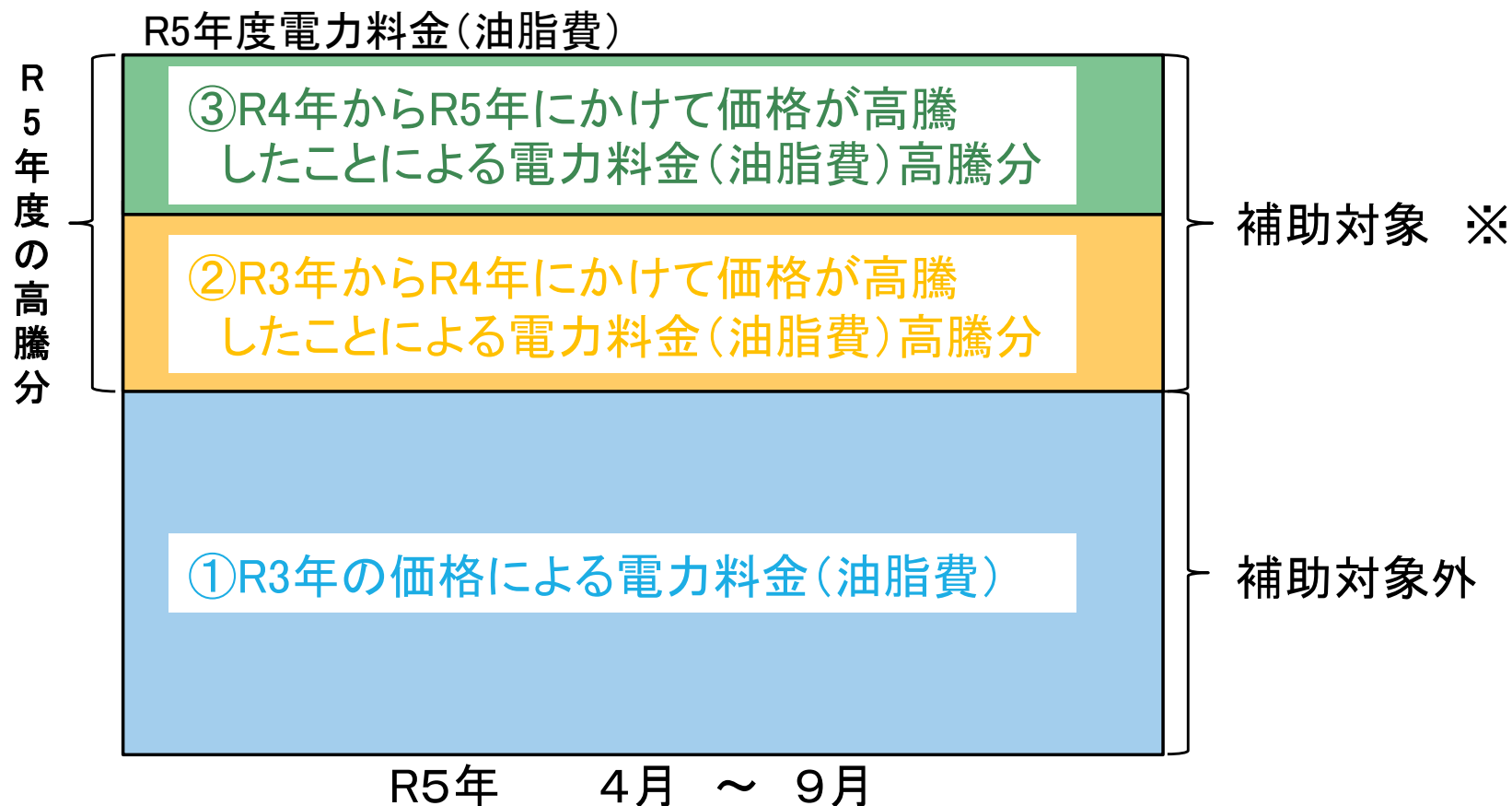
・補助対象外費用(1.0/1.6)に係る、電力料金及び諸油脂費のうち、**R3年からの価格高騰分**のうち

※R4年からR5年の高騰分は、「農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業」の対象とならない場合に限り対象とする。

5 補助率 50%以内（予算の範囲内で知事が定める率）

電力料等高騰分に対する補助のイメージ①

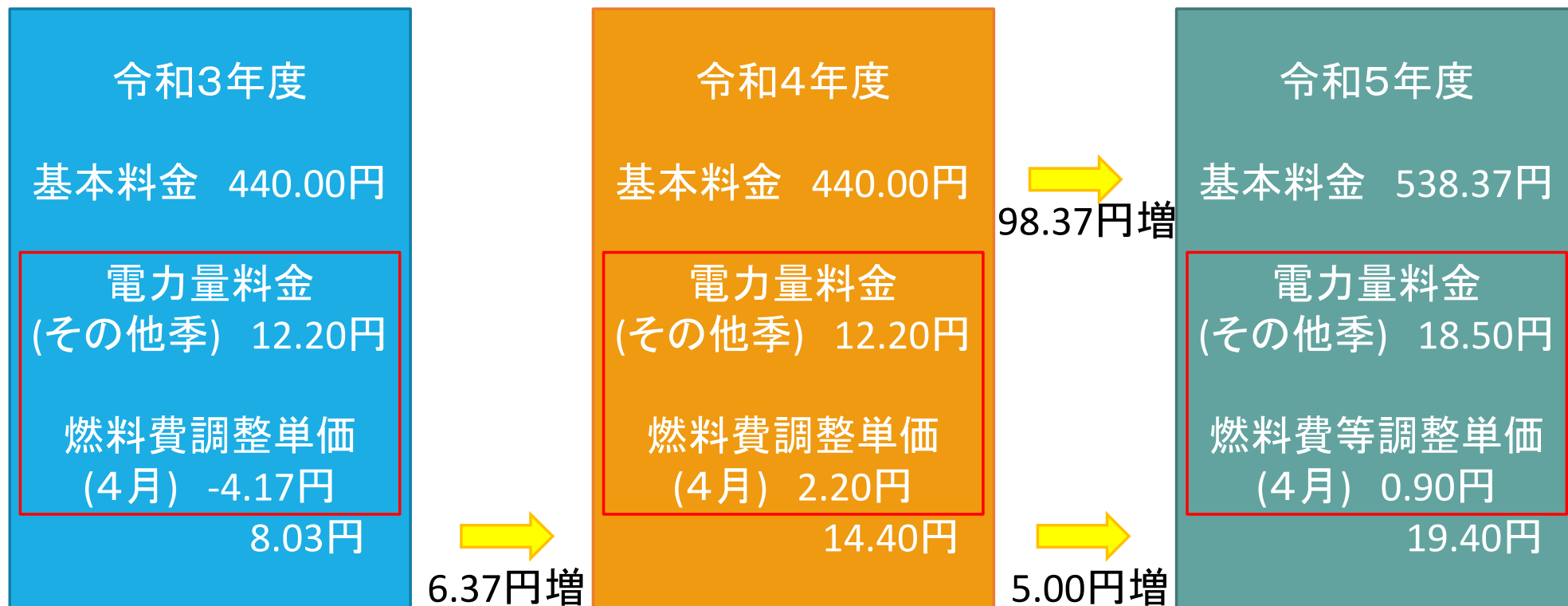
「R5年度の高騰分」の考え方とは？



- ※ ②⇒農業水利施設物価高騰対策支援事業(補助率50%)で支援
③⇒農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業(補助率70%)
または 農業水利施設物価高騰対策支援事業(補助率50%)で支援

電力料等高騰について

(例)高圧の場合の単価の推移



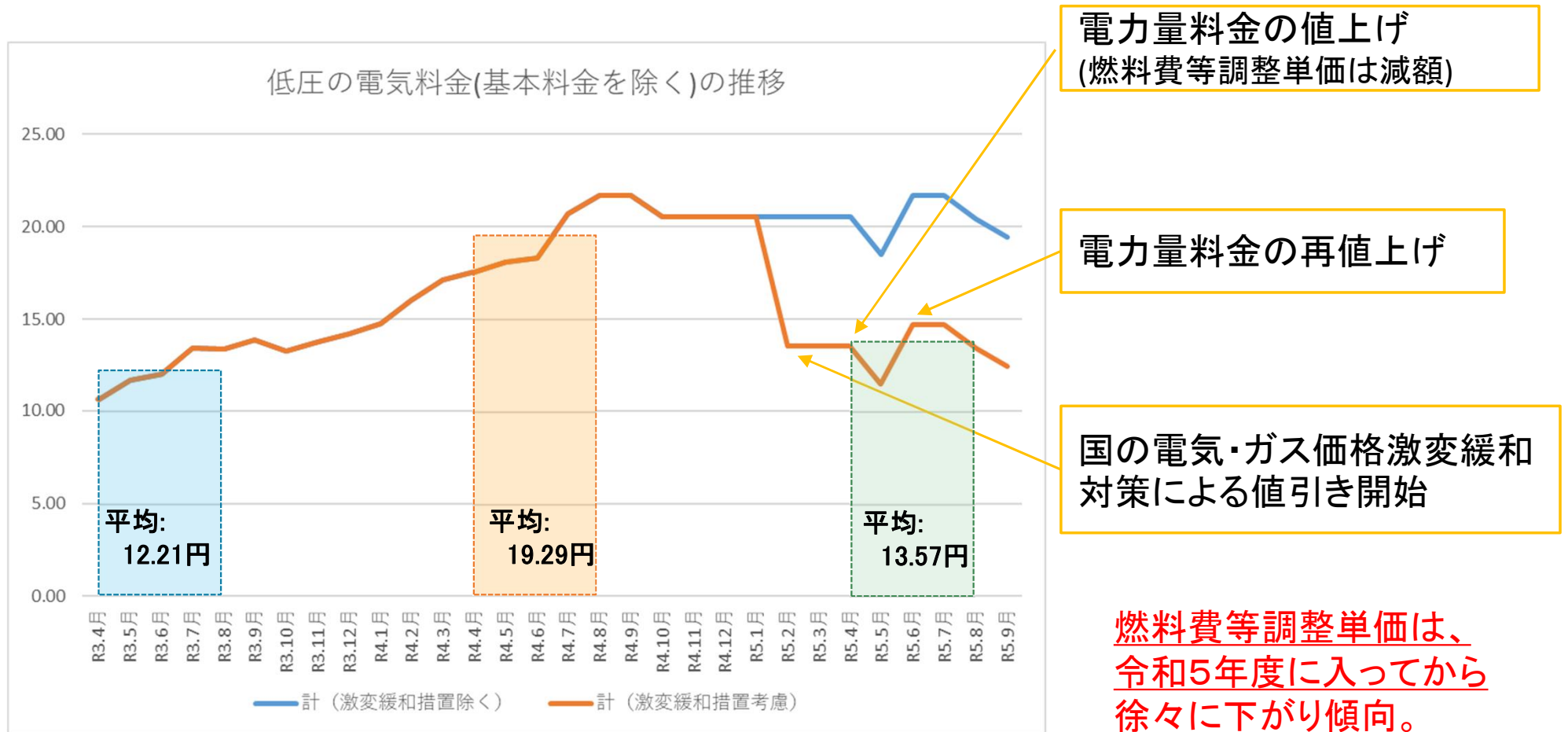
農業水利施設物価高騰対策支援事業により、高騰分の一部を補助

農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業により、高騰分の一部を補助
(※上記事業が対象外の場合は、農業水利施設物価高騰対策支援事業により補助。)

※再生可能エネルギー発電促進賦課金の増高分は対象外のため記載なし

電気料金の推移(グラフ)

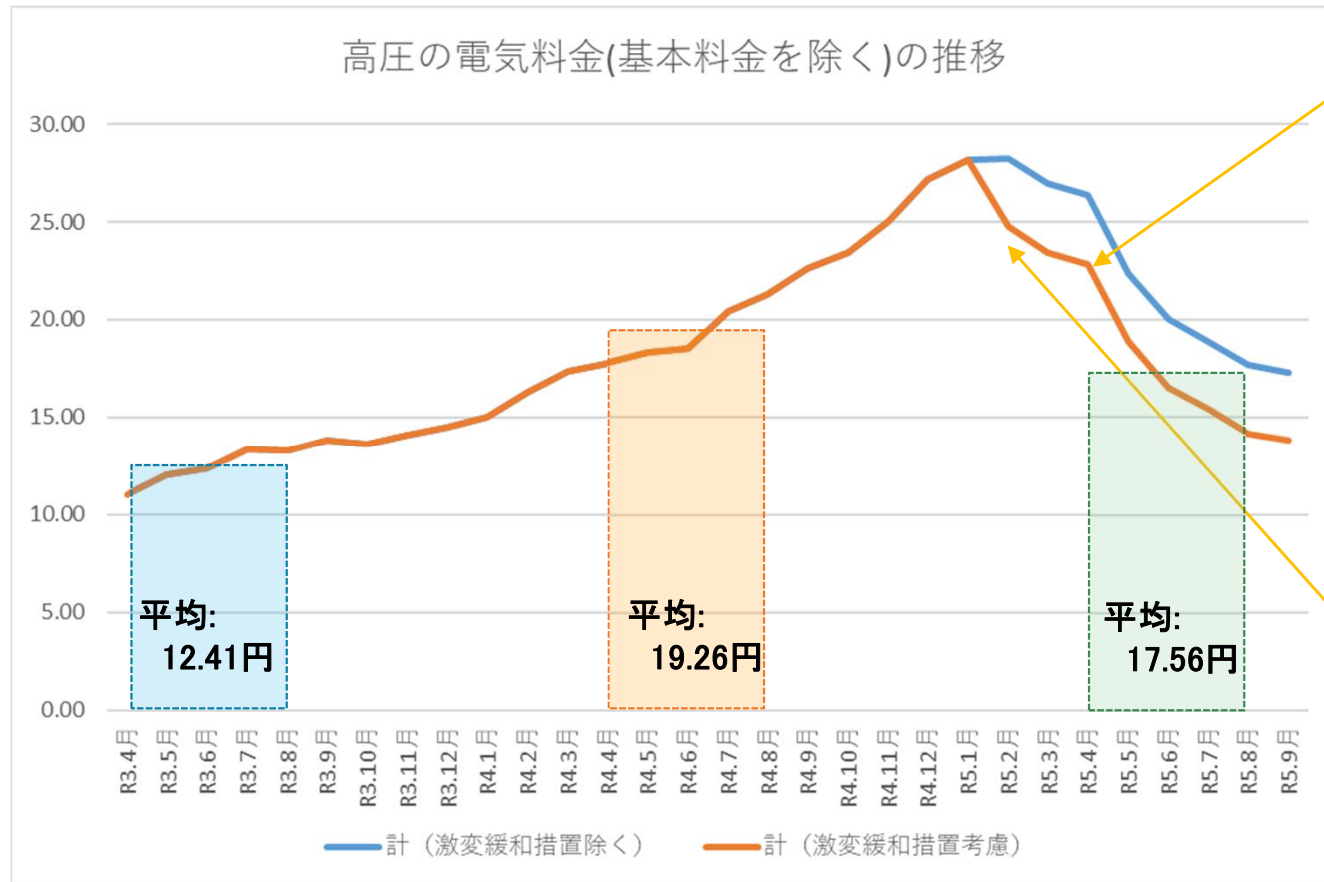
(例)低圧の場合(基本料金を除く)



- ・実際に支払う単価 = オレンジのグラフ
- ・平均は、4月から8月の電力量料金・燃料費等調整単価・再生可能エネルギー発電促進賦課金の料金における平均。

電気料金の推移(グラフ)

(例)高圧の場合(基本料金を除く)



電力量料金の値上げ
(燃料費等調整単価は減額)

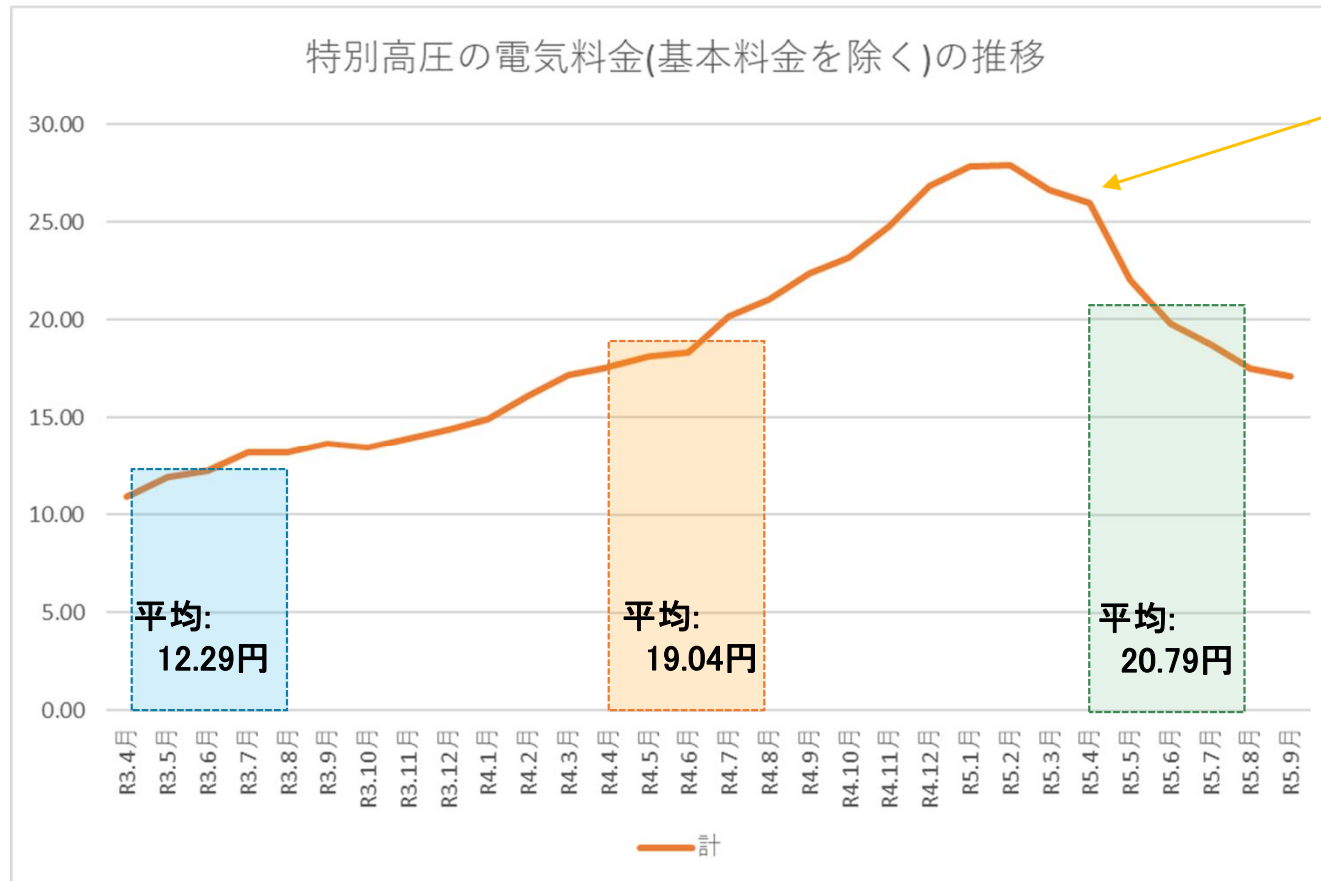
国の電気・ガス価格激変緩和
対策による値引き開始

燃料費等調整単価は、
令和5年3月から徐々に
下がり傾向。

- ・実際に支払う単価 = オレンジのグラフ
- ・平均は、4月から8月の電力量料金・燃料費等調整単価・再生可能エネルギー発電促進賦課金の料金における平均。

電気料金の推移(グラフ)

(例)特別高圧の場合(基本料金を除く)



電力量料金の値上げ
(燃料費等調整単価は減額)

燃料費等調整単価は、
令和5年3月から徐々に
下がり傾向。

(※特別高圧は、国の電気・ガス価格激変緩和対策の対象外)

・平均は、4月から8月の電力量料金・燃料費等調整単価・再生可能エネルギー発電促進賦課金の料金における平均。

電力料の高騰率

国から示されている高騰率

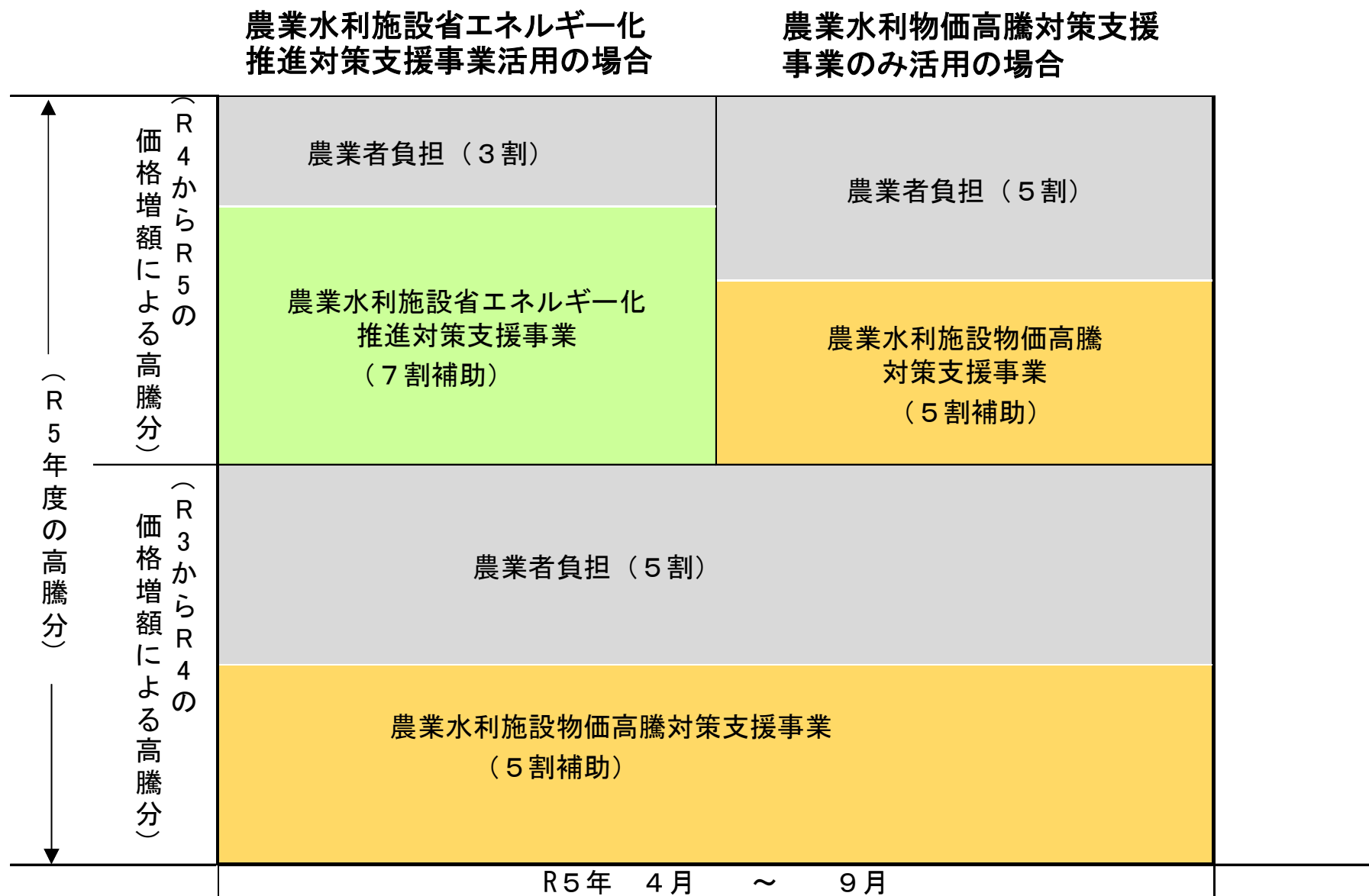
	基本料金			電力料金及び燃料費調整額		
	低圧	高圧	特別高圧	低圧	高圧	特別高圧
R3→R4の高騰率	1.000	1.000	1.000	1.597	1.721	1.721
R4→R5の高騰率 (暫定)	1.037	1.224	1.102	0.699	1.261	1.495

※R4→R5の高騰率は令和5年4月に示された暫定版であり、今後正式な高騰率が示される予定です。

R3の料金を1,000とした場合の料金の推移

	基本料金			電力料金及び燃料費調整額		
	低圧	高圧	特別高圧	低圧	高圧	特別高圧
R3の料金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
R4の料金	1,000	1,000	1,000	1,597	1,721	1,721
R3→R4の高騰額	0	0	0	597	721	721
R5の料金	1,037	1,224	1,102	1,116	2,170	2,572
R4→R5の高騰額 (暫定)	37	224	102	-481	449	851

電力料等高騰分に対する補助のイメージ②



2事業の対照表

事業名	農業水利施設省エネルギー化 推進対策支援事業	農業水利施設物価高騰対策 支援事業
活用する 国の事業 (交付金)	農水省所管事業 水利施設管理強化事業 (省エネルギー化推進型)	新型コロナウイルス感染症対 応地方創生臨時交付金 「電力・ガス・食料品等価格高 騰重点支援地方交付金」
事業主体	市町村 及び 土地改良区 (水利組合が管理する施設も実施 可能だが、事業主体にはなれない ため、関係する市町村又は土地改 良区の計画に含めて実施する必要 がある。)	土地改良区等 (水利組合も可)
対象施設	・水利施設管理強化事業の対 象施設 ・維持管理費に占める油脂費 及び電力料の割合が25%以上 の施設管理者が管理する施設 ※上記のうち、省エネルギー化 推進計画に基づき省エネル ギー化を図る施設	・県営土地改良事業または県 の補助を受けて造成した農業 水利施設のうち、土地改良区 等が管理している機場 ・基幹水利施設管理事業、水 利施設管理強化事業、県単土 地改良施設管理事業の対象施 設のうち、機場

2事業の対照表

事業名	農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業	農業水利施設物価高騰対策支援事業
対象経費	R5年4月から9月までにおける、 R4年からR5年の価格増額による高騰分	①R5年4月から9月までにおける、R3年からR4年の価格増額による高騰分 ②農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業の対象外の施設に対して、R5年4月から9月までにおける、R4年からR5年の価格増額による高騰分
補助率	70%	50%以内(予算の範囲内)

今後のスケジュール(想定)

農業水利施設省エネルギー化 推進対策支援事業		農業水利施設物価高騰対策 支援事業	
5/16	県補正予算成立		
5/31	・第1回要望量調査		
7月	・第2回要望量調査		
9月	(電気料金の正式な高騰率の通知)		
9月	・第1回,第2回要望量調査の精査 ・第3回要望量調査		
10月 以降	・補助金交付申請 ・補助金交付決定 ・補助金交付	10月 ~11月	・要望量調査(11/15締切)
12月	(諸油脂費の正式な高騰率の通知) ・補助金額の精査、追加交付又は返金の調整		
		1月	・補助金額の内示 ・補助金交付申請(兼)請求
		2月	・補助金交付予定

※上記スケジュールは想定であり、今後変更となる可能性があります。

(特に、農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業は国の動きに応じてスケジュールが変更になる可能性があります。)